

令和 8 年度
経済産業関係 税制改正について

令和 7 年 12 月

目 次

1. 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備	3
2. 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進	21
3. 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化	26
4. GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化	35
5. 移り変わる国際課税への対応	41
6. その他	48

※実際の個別税制の活用に際しては、税理士等に御相談いただくようお願いします。

I .

熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

大胆な投資促進税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）**を創設する。

概要

対象業種	原則全ての業種を対象	2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）																																			
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ※投資計画期間中の総額 ROI水準：15%以上 	<p>潜在成長率の各項目寄与度の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>資本投入量</th><th>労働投入量</th><th>全要素生産性</th><th>潜在成長率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td><td>約-0.5%</td><td>約-0.2%</td><td>約0.3%</td><td>約0.5%</td></tr> <tr> <td>米国 (非農業部門)</td><td>約1.0%</td><td>約0.5%</td><td>約1.5%</td><td>約2.8%</td></tr> <tr> <td>ドイツ</td><td>約0.5%</td><td>約0.2%</td><td>約0.8%</td><td>約1.5%</td></tr> <tr> <td>英国</td><td>約0.5%</td><td>約0.2%</td><td>約1.0%</td><td>約1.5%</td></tr> <tr> <td>フランス</td><td>約0.5%</td><td>約0.2%</td><td>約1.0%</td><td>約1.5%</td></tr> <tr> <td>韓国</td><td>約1.5%</td><td>約0.5%</td><td>約1.5%</td><td>約2.8%</td></tr> </tbody> </table>	対象	資本投入量	労働投入量	全要素生産性	潜在成長率	日本	約-0.5%	約-0.2%	約0.3%	約0.5%	米国 (非農業部門)	約1.0%	約0.5%	約1.5%	約2.8%	ドイツ	約0.5%	約0.2%	約0.8%	約1.5%	英国	約0.5%	約0.2%	約1.0%	約1.5%	フランス	約0.5%	約0.2%	約1.0%	約1.5%	韓国	約1.5%	約0.5%	約1.5%	約2.8%
対象	資本投入量	労働投入量	全要素生産性	潜在成長率																																	
日本	約-0.5%	約-0.2%	約0.3%	約0.5%																																	
米国 (非農業部門)	約1.0%	約0.5%	約1.5%	約2.8%																																	
ドイツ	約0.5%	約0.2%	約0.8%	約1.5%																																	
英国	約0.5%	約0.2%	約1.0%	約1.5%																																	
フランス	約0.5%	約0.2%	約1.0%	約1.5%																																	
韓国	約1.5%	約0.5%	約1.5%	約2.8%																																	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） <ul style="list-style-type: none"> 控除上限：法人税額の20% 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） <ul style="list-style-type: none"> 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。 	<p>各国の投資促進策の動向</p>																																			
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その 確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。	<p>日本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大胆な投資促進税制を創設。 <p>米国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年7月に成立したO BBB法において、米国内での設備投資に対して即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。 ・2025年7月に成立した減税法において、設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）。4 <p>ドイツ</p>																																			

- 「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。
- このため、計画認定制度に基づき、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」(「大学拠点等強化類型」を含む)に対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、时限措置の適用期限を3年間延長する。

改正概要

①戦略技術領域に係る研究開発への重点化 (令和9年度から)

1. 「戦略技術領域型」の創設 (控除上限別枠10%。2. を含む)

事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置

2. (1. のうち) 「大学拠点等強化類型」の創設

事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置

3. 「繰越税額控除制度」の創設

予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点等強化類型について、3年間の繰越控除を措置

＜戦略技術領域＞：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- | | | |
|------------|--------------|---------|
| ①AI・先端ロボット | ②量子 | ③半導体・通信 |
| ④バイオ・ヘルスケア | ⑤フュージョンエネルギー | ⑥宇宙 |

② オープンイノベーション型の見直し (令和8年度から)

＜オープンイノベーション型＞

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究について、第三者による監査を不要とする合理化
- 高度研究人材の定義を拡充*、研究テーマの公募要件を緩和

*博士号取得後5年未満の者を採用後5年間を拡充

③研究開発投資をより促すため等の見直し

1. 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



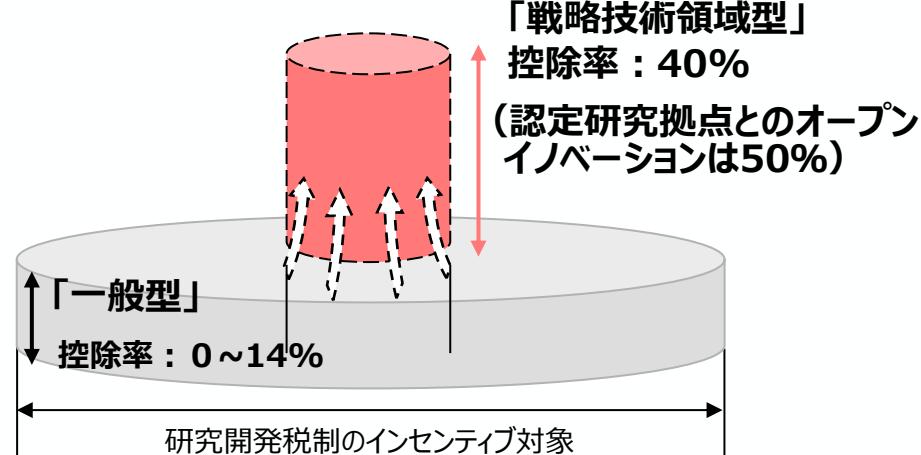
- 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化 (令和8年度から) 海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを除き、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直し

(参考) 「戦略技術領域型」 「大学拠点等強化類型」の創設

- 「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化が必要。
- このため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限：令和10年度末まで※】
 - ① 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その試験研究費の40%を法人税額から控除（「戦略技術領域型」の創設）
 - ② ①のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その試験研究費の50%を法人税額から控除（「大学拠点等強化類型」の創設）
- 「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する控除上限は法人税額の10%。控除しきれない分は3年間の繰越（研究開発を増やした年に利用可）を措置。

※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① A I ・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

(参考) オープンイノベーション型の手続き合理化、高度研究人材の活用の拡充

- 産学連携、博士号取得者の産業界での活躍を強力に後押し。オープンイノベーション型について、以下を措置する。

①大学等との共同・委託研究の手続き合理化：

一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。

②高度研究人材の活用の拡充：

高度研究人材の定義の拡充及び研究テーマの公募要件の緩和を行う。

①大学等との共同・委託研究

- ・対象となる研究費の監査

	改正前	改正後(※)
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長(本部)の認定
税理士・会計士等の監査	要	不要

※大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象



企業・大学等の手続きを合理化

②高度研究人材の活用

- ・高度研究人材の定義

博士号取得から5年未満

又は

上記の者を採用してから5年間(拡充)

- ・研究テーマの公募要件(提案者の範囲)

改正前

拡充

改正後

高度研究人材

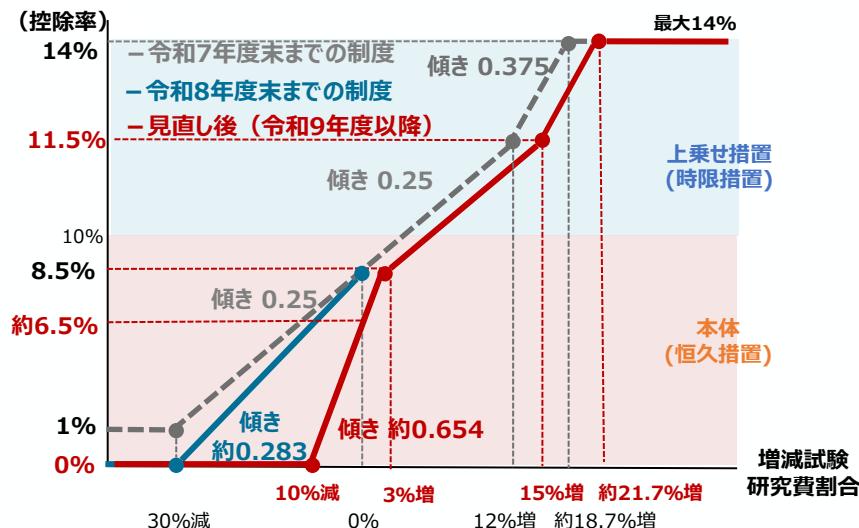
高度研究人材
を含む使用者

(参考) 研究開発投資をより促すため等の見直し (一般型、海外委託費)

- 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、控除率を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度も同様に見直す。
- その上で、時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）について、適用期限を3年間延長する。
- 加えて、海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外で行う治験※を除き、令和8年度から段階的に見直す。

※医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）

①控除率の見直し

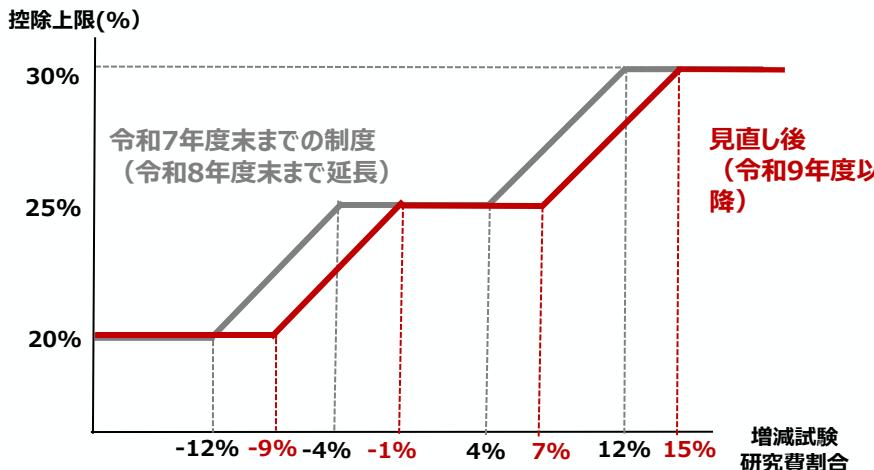


【時限措置の延長】

(1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、適用期限を令和10年度末までの3年間延長

(2)試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、適用期限を令和10年度末までの3年間延長

②控除上限の見直し



③海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100分の100	令和8年度：100分の70 令和9年度：100分の60 令和10年度：100分の50

車体課税の抜本見直し

(自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割)

(1) 取得時の負担の軽減

- 米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止する。

(2) 保有時の課税のあり方の見直し

①自動車税及び軽自動車税のあり方

- 自動車税及び軽自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について、令和9年度税制改正で結論を得る。
- 令和10年度以降に新車新規登録を受けたEV・FCVに対しては、重量に応じた課税方式を導入する。具体的な税率等は、令和9年度税制改正において結論を得る。
- グリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。

②エコカー減税の見直し

- エコカー減税については、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長する。令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講じる。

③利用段階における負担の適正化に向けた課税

- 利用段階における動力源間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、EV、PHEV（自家用の乗用自動車に限る）について、車両重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率については、令和9年度税制改正で結論を得る。

(3) 「新たなモビリティ社会」を踏まえた見直し

- 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。

(1) 取得時の負担の軽減（環境性能割の廃止）

- 米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止する。

【現行制度】

2025年4月1日～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準95%達成		
2030年度基準85%達成	1 %	非課税
2030年度基準80%達成	2 %	
2030年度基準75%達成		1 %
上記以外	3 %	2 %

【改正後】

令和8年3月31日をもって廃止

燃費性能等に応じて、
登録車は0～3%、軽自動車は0～2%を課税

環境性能割

消費税

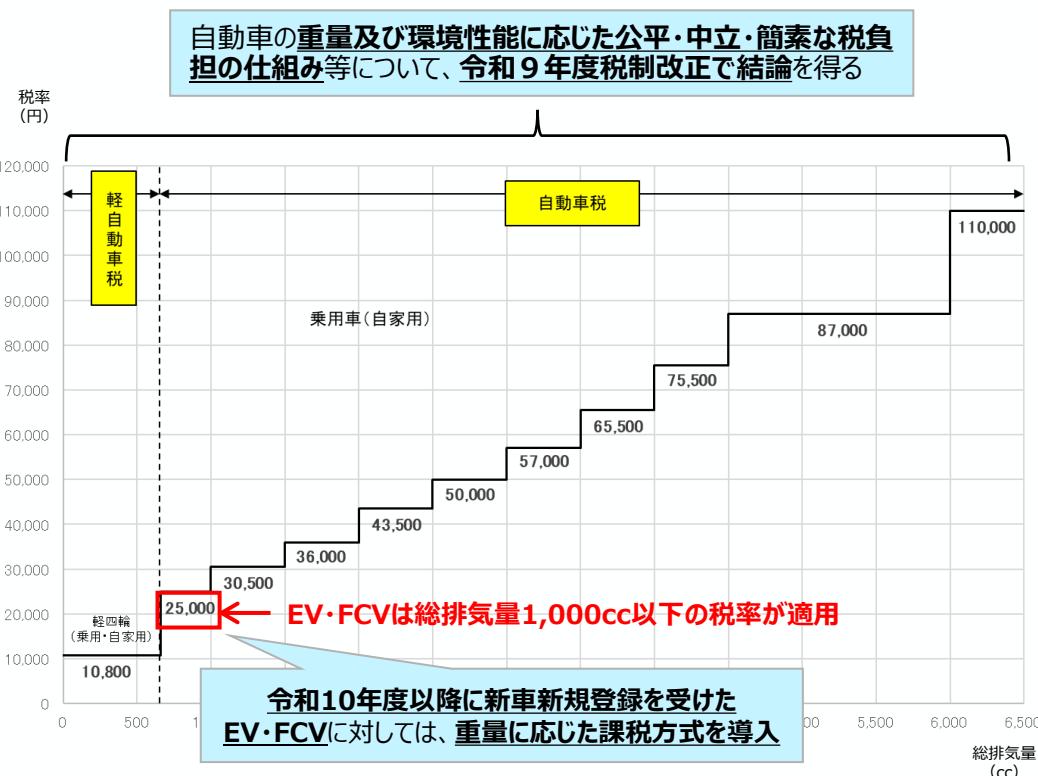
環境性能割
廃止

消費税

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
※電気自動車等以外は2020年度燃費基準達成車に限る

(2) 保有時の課税のあり方の見直し (①自動車税及び軽自動車税のあり方)

- 自動車税及び軽自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について、令和9年度税制改正で結論を得る。
- 令和10年度以降に新車新規登録を受けたEV・FCVに対しては、重量に応じた課税方式を導入する。具体的な税率等は、令和9年度税制改正において結論を得る。
- グリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。



グリーン化特例

【現行】

2023年4月1日～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等 (※)	▲75%	▲75%

【改正後】

2026年4月1日～2028年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等 (※)	▲75%	▲75%

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

(2) 保有時の課税のあり方の見直し (②エコカー減税の見直し)

- エコカー減税については、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長する。令和9年5月の引き上げに際しては、激変緩和措置を講じる。

【現行】

2025年5月1日 ～ 2026年4月30日	初回 車検	2回目 車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2030年度基準 125%達成		
2030年度基準 100%達成		
2030年度基準 90%達成	▲50%	
2030年度基準 80%達成	▲25%	
2030年度基準 75%達成	本則税率	



【改正後】

2026年5月1日 ～ 2027年4月30日	初回 車検	2回目 車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2030年度基準 125%達成		
2030年度基準 105%達成		
2030年度基準 100%達成	▲75%	
2030年度基準 95%達成	▲50%	
2030年度基準 80%達成	▲25%	
2027年5月1日 ～ 2028年4月30日	初回 車検	2回目 車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2030年度基準 125%達成		
2030年度基準 105%達成		
2030年度基準 100%達成	▲75%	
2030年度基準 95%達成	▲50%	
2030年度基準 85%達成	▲25%	
2028年5月1日 ～ 2029年4月30日	初回 車検	2回目 車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2030年度基準 100%達成		
2030年度基準 95%達成		
2030年度基準 90%達成	▲50%	
2030年度基準 80%達成	▲25%	
2029年5月1日 ～ 2030年4月30日	初回 車検	2回目 車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2030年度基準 100%達成		
2030年度基準 95%達成		
2030年度基準 90%達成	▲50%	
2030年度基準 80%達成	▲25%	

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

※電気自動車等以外は2020年度燃費基準達成車に限る

(2) 保有時の課税のあり方の見直し (③利用段階における負担の適正化に向けた課税)

- 利用段階において、動力源間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、EV、PHEV（自家用の乗用自動車に限る）について、車両重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率については、令和9年度税制改正で結論を得る。

具体的なスキーム

(1) 基本スキーム

- 現行の自動車重量税の特例加算分として、車検時に徴収。

(2) 適用対象

- 令和10年5月1日以後に受ける車検から適用。
- 新車の新規検査分（当初3年分）については免除。
- 既販車については、施行日以後最初の車検の際は免除。

(3) 税額

- 具体的な税率は、ガソリン車の平均的な揮発油税・地方揮発油税の負担額を踏まえて設定。
- 平均的な重量を超えるEV等には応分の負担を求める。平均的な重量を下回るEV等については、過度の負担とならないよう配慮。
- PHEVは、EVの1/2を目安として設定。

(4) その他

- エコカー減税は本特例加算分には適用しない。
- 営業用車両、バス・トラック等の取扱いは、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。
- FCV、天然ガス自動車の負担のあり方については、今後検討。

(参考) 令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）（抜粋）

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

(1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① C A S E に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする
- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく
その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(2) 環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

(3) 自動車税及び軽自動車税のあり方

令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。

- ① 地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保
- ② 「2050年カーボンニュートラル」目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とする 것을を目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献
- ③ 乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏まえた公平性の確保
- ④ 現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進
- ⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

(参考) 令和8年度税制改正大綱 (令和7年12月19日) (抜粋)

総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。以下「(3)において同じ。」）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新車新規登録を受け電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和9年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。

自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。

(4) エコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税については、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長する。その際、令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

今後のエコカー減税の期限到来に当たっては、これまでの実施状況、今後期待される成果や制度の意義についての検証を行う。その際、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税の期限到来に向けて、令和12年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

(5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることがある。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

- ・自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和10年5月1日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
 - ・ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。
 - ・具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和9年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の2分の1を目安として設定する。
 - ・本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。
- 営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。
- 燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。
- (略)

賃上げ促進税制の見直し

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

見直し

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

中堅企業
※1

継続雇用者 ^{※3} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+5%	15%		
+6%	25%		

中小企業
※2

全雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
+2.5%	30%		

改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+4%	25%				



全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能^{※6}。

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

- 2040年度200兆円の国内投資目標の達成のためには、効果的な投資が行われるよう、企業立地の基盤となる産業用地を計画的に整備していくことが不可欠。
- 産業用地の整備を促進すべく、自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得にかかる税率に対し、軽減措置を講じる。

改正概要

【適用期限：令和10年12月末まで】

- 自治体と連携して産業用地の整備を行う民間開発事業者に対し、土地等を譲渡した場合に、土地等の譲渡所得にかかる税率を軽減する。

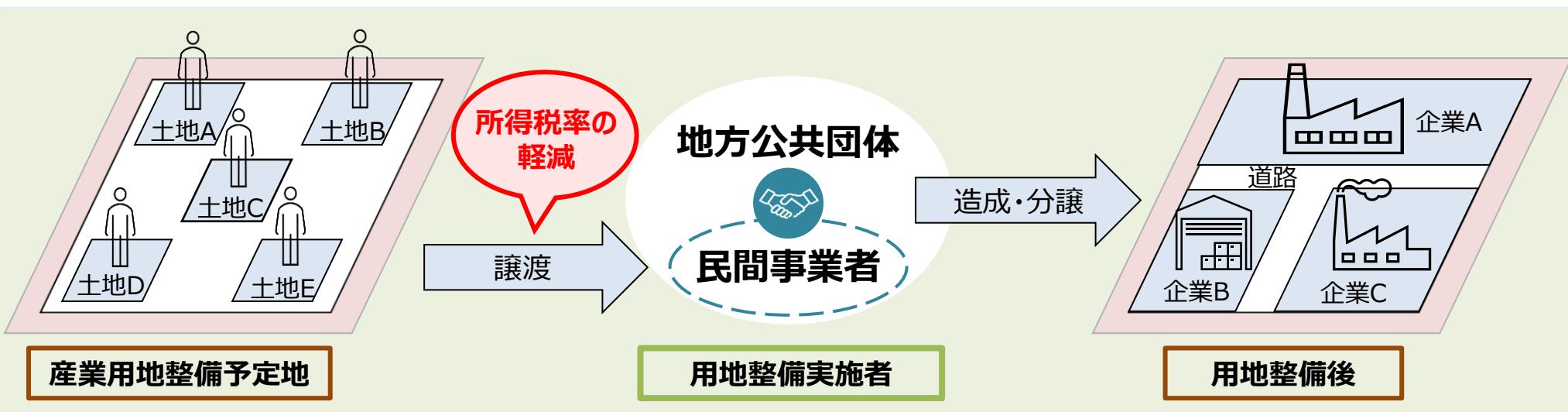
【参考：既存の税率軽減措置】

5年超（長期）保有する土地等の譲渡のうち、優良住宅地の造成等のための譲渡について、譲渡所得にかかる税率を軽減。

〈原則〉 20%（所得税一律15% + 住民税 5%）

〈軽減後〉 14%（譲渡所得2,000万円以下の部分：所得税10% + 住民税 4%）

20%（譲渡所得2,000万円超の部分：所得税15% + 住民税 5%）



カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能なカーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※1の場合は最大10%）又は30%の特別償却※1を措置※2。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※3がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

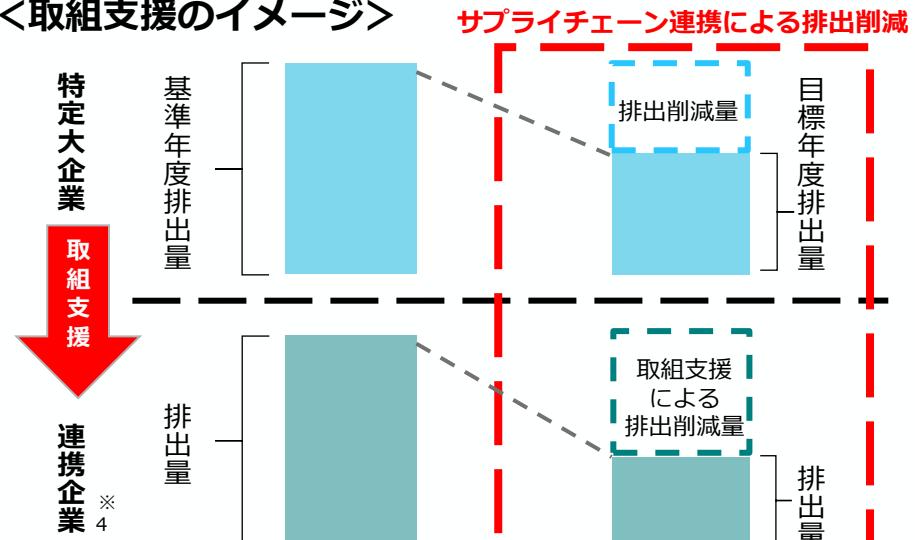
＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%
中小企業者等 以外の事業者 ※連携企業へ 取組支援をし た場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%

※1・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞



- 取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となることが必要。
- 一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の見直し

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

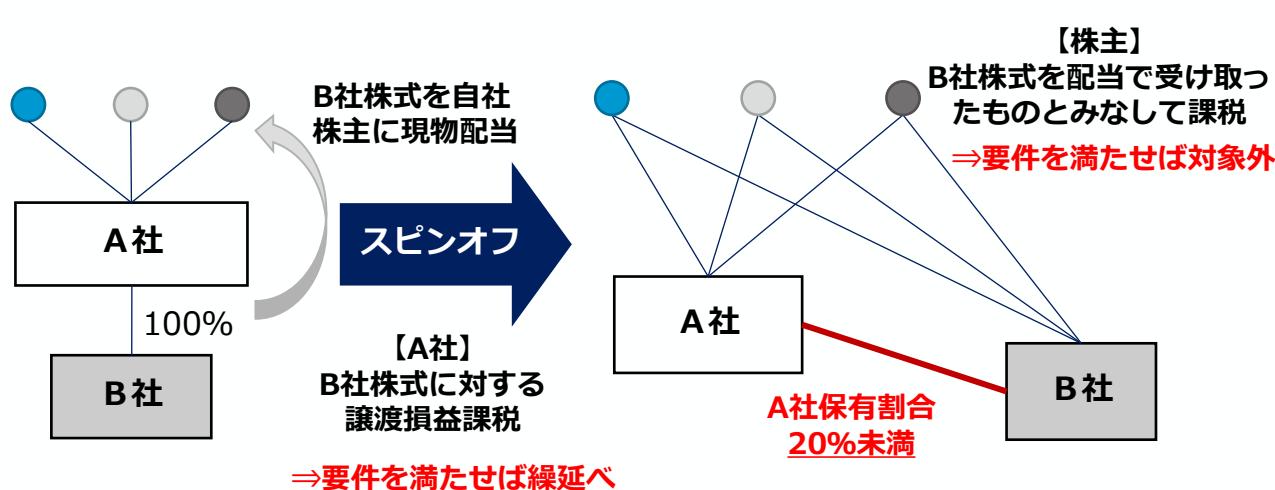
- 令和5年度、パーシャルスピンオフ税制※が創設

※元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。

- スタートアップの創出だけでなく、自社が経営資源を集中させるべき事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するため、要件を見直すとともに、事業再編は企業の状況に応じて恒常に検討されるべきであることも鑑み、期限の定めのない措置とする。

改正概要

【期限の定めのない措置】



見直し後の主な要件

- スピンオフ後にA社が保有するB社株式が発行済株式の20%未満であること
 - スピンオフ直前のB社の従業者のおおむね80%以上が、その業務に引き続き従事することが見込まれること
 - A社が産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること
- B社の主要な事業活動が、A社の事業のうち経営資源を集中させる事業活動として特定するもの以外の事業活動であること
 - A社に加え、B社の主要な事業活動についても、事業再編計画における生産性向上に関する目標の達成が見込まれること
 - A社・B社双方においてその事業の継続が見込まれること

(参考) スピンオフに関する日本企業の検討状況

- 2023年以降、上場企業5社がスピンオフの検討を正式に公表し、実行に向けて準備中（うち3社は実行済み）。
- 元親会社が全ての株式を分配する完全スピンオフに加えて、一部持分を残すパーシャルスピンオフを検討する企業も出てきている。

スピンオフの検討開始を正式に公表した企業

公表日	スピンオフ実施会社	スピンオフされる会社	検討中のスピンオフの手法	スピンオフ実行目標時期
2023/1/23	(株)メルコホールディングス	シマダヤ(株) (麺類の製造・販売)	株式分配 (完全スピンオフ)	2024年10月1日 実行済
2023/5/11	(株)デジタルハーツホールディングス	(株)AGEST (情報・通信)	株式分配 (完全スピンオフ)	非開示 ※2025年5月13日時点
2023/5/18	ソニーグループ(株)	ソニーフィナンシャルグループ(株) (金融)	株式分配 (パーシャルスピンオフ)	2025年10月1日 実行済
2023/7/14	Hamee(株)	NE(株) (ソフトウェア)	株式分配 (完全スピンオフ)	2025年11月4日 実行済
2024/2/14	(株)レゾナックホールディングス	クラサスケミカル(株) (石油化学) ※2025年1月1日分社化	株式分配 (パーシャルスピンオフ)	2年内の実行を目指す ※2025年2月13日時点

(注) 各社のスピンオフの実行は、証券取引所からの上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可の取得等が前提となっている。実行目標時期はあくまで当該開示時点での各社の目標又は見込みとして示されている時期であり、その後の変更の可能性があることに留意。詳しくは最新の各社開示情報を参照のこと。

(出典) 各社適時開示・決算説明資料等を基に経済産業省にて作成。

II.

**我が国の科学技術の発展に資する
研究開発・イノベーション投資の促進**

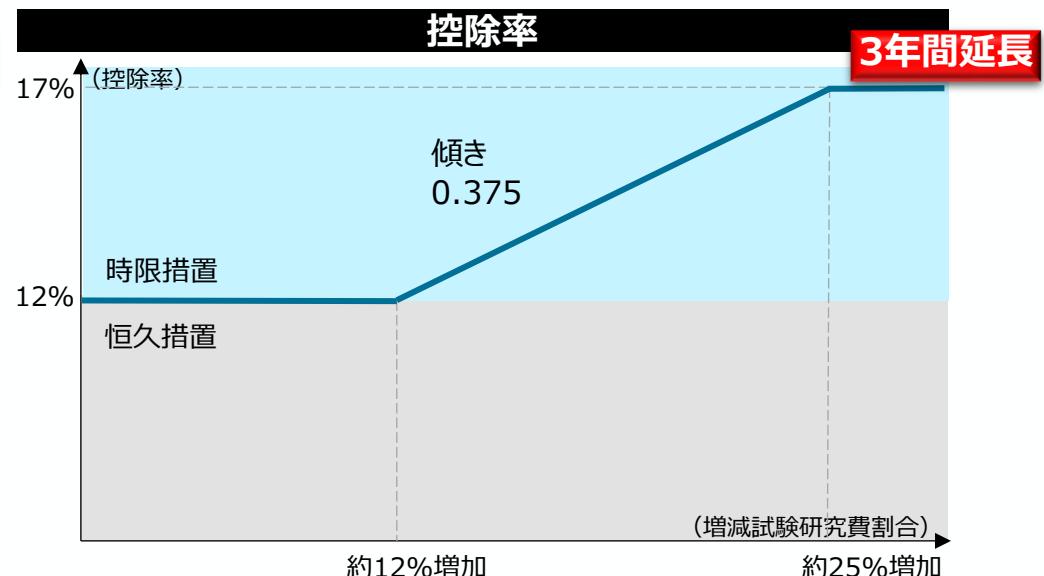
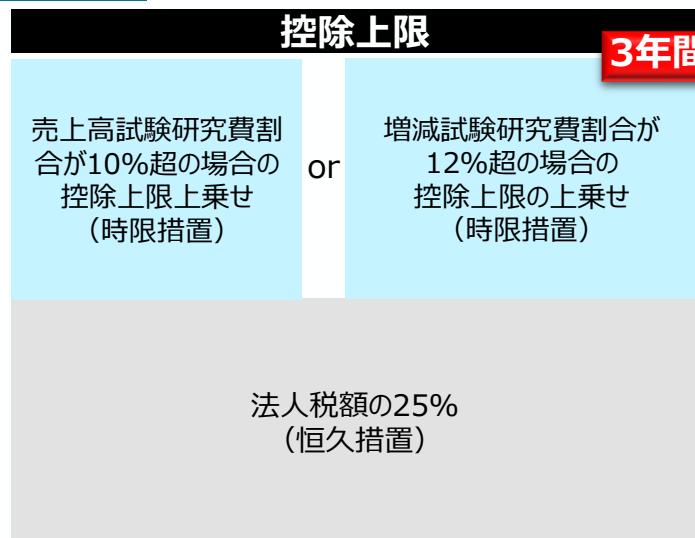
中小企業技術基盤強化税制等の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税)

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、「繰越税額控除制度（3年間）」を創設するとともに、増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せについて、時限措置の3年間の延長を行う。

改正概要

【時限措置の適用期限：令和10年度末まで】



改正内容

- 税額控除の繰越制度の導入（3年間。繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が、適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額を平均した額（比較試験研究費）を超える場合に限り適用可能。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できない。）
- 手続きの明確化（試験研究費の算出に必要となる証憑等の周知）
- 時限措置の適用期限を3年間延長（令和10年度末まで）

オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

(法人税・法人住民税・事業税)

- 「スタートアップ育成5カ年計画」は残すところ2年であり、スタートアップのスケールアップを強力に後押しするためには、大企業の経営資源の活用をより一層促していくことが重要。
- 事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から、M&A型について、マイノリティ取引（3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式取得）を対象化する。また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間での均等額の取り崩しに見直す。**その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和9年度末まで】



対象法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

株式取得額の25%を所得控除
(50%以下の発行済株式取得は20%を所得控除)
(成長に資するM&A時は発行済株式も対象)

資金などの経営資源
←
革新的な技術・ビジネスモデル



スタートアップ[°]

(設立10年未満の国内外非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合
(50%超及び50%以下の取得時)は海外スタートアップを除く

成長投資
(研究開発、設備投資)

事業成長
(売上高)

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等には、所得控除分を一括取り戻し

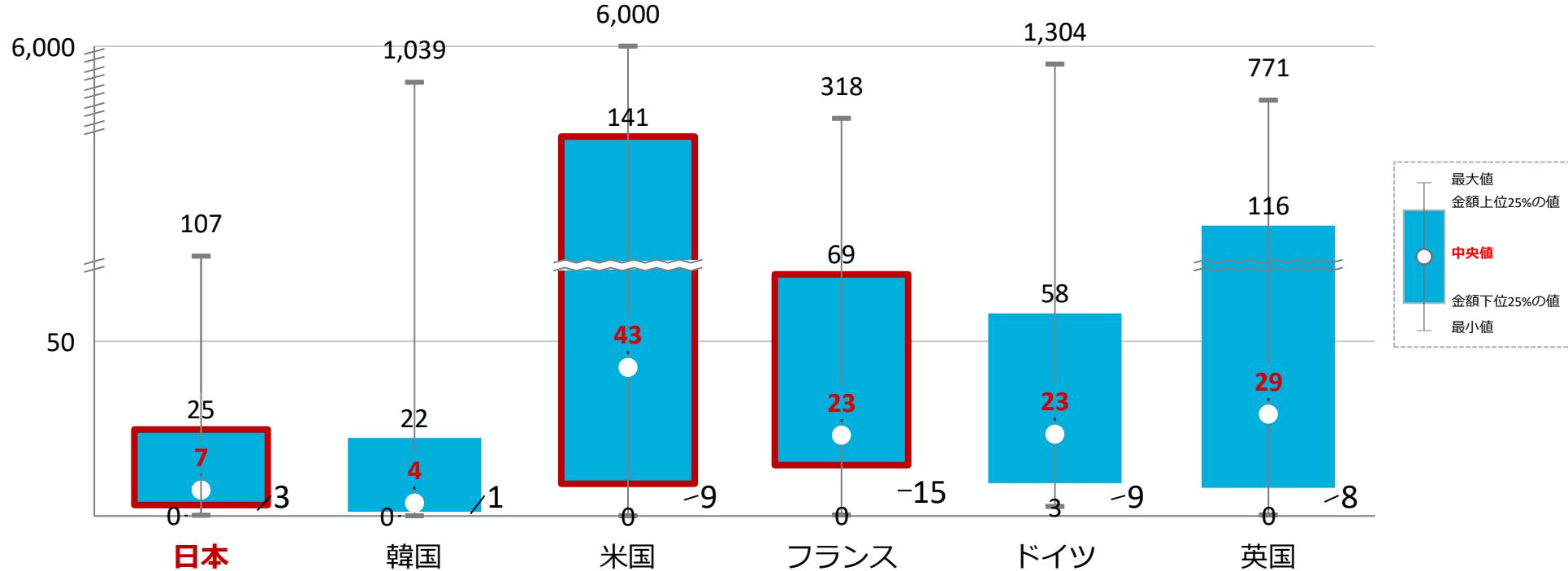
※赤字部分が改正部分

	新規出資型	M&A型	
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)	発行済株式 (50%以下の取得時)
株式取得上限額	50億円/件	200億円/件	年間500億円/社まで
株式取得下限額	大企業2億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	7億円/件	3億円/件
益金算入要件	3年経過までに株式譲渡した場合等	5年内に成長要件を満たさない場合等 ※吸収合併は吸収合併後5年均等取り崩し	・5年以内に成長要件を満たさない場合等 ・3年以内に50%超まで議決権比率を引き上げなかった場合 ※吸収合併は吸収合併後5年均等取り崩し

(参考) 諸外国とのM&A金額比較

スタートアップ^{*1}のM&A金額の分布（2023年）

百万ドル



(参考) ボストンコンサルティンググループが作成した資料より引用。M&Aディール金額が公表されている案件に限って集計。
 スタートアップはVCから投資資金支援を受けている企業
 本データはPitchbookを用いて独自に集計を実施したものであり、引用の際には下記の文言を併記すること。
 「引用されたデータはPitchbookのアナリストによるレビューを受けておらず、一部PitchBookの方法論と合致しない可能性がある点に留意。」
 (併記する場合は右記英語版を利用)

(出典) PitchBook Data, Inc.

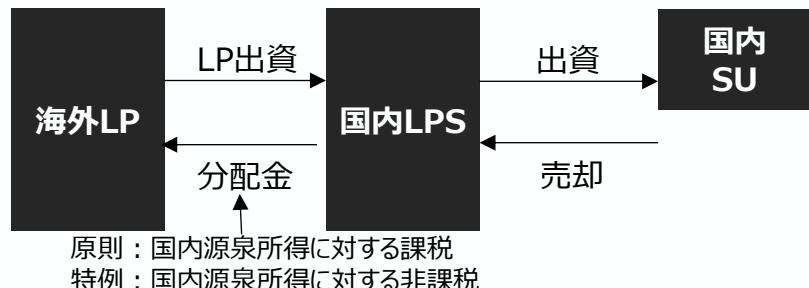
Note: This page is quoted from materials created by Boston Consulting Group. The data only includes M&A deals where the deal amount has been disclosed. Startups are defined as companies that have received investment funding from venture capital. This data may be inconsistent with PitchBook methodology, and the following must be added to the citation: The cited data has not been reviewed by PitchBook analysts and may be inconsistent with PitchBook methodology.

Source: PitchBook Data, Inc.;

- 日本にGP（無限責任組合員）がいるファンドに対して、海外投資家（非居住者・外国法人）がLP（有限責任組合員）として出資する場合、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して課税されるのが原則であるところ、一定の要件を満たす者については非課税とする特例。
- 当該特例について、国内への投資の障壁となっているとの指摘があることから、ファンドに対する持分割合の上限引き上げを含めた必要な見直しを行う。

現行制度

- 組合契約事業は組合員の共同事業であることから、国内にある恒久的施設（PE）を通じて事業を行う組合の組合員は、国内にPEを有するものとして扱う（所基通164-4）ため、LPは国内源泉所得に対する所得税・法人税が課税されるところ。
- 当該特例制度は、外国LPのうち、一定の要件を満たすものについて、国内源泉所得に対する所得税・法人税を非課税とするもの。



改正概要

本特例の適用にあたり海外投資家が満たすべき要件について、以下の通り見直しを行う。

要件	改正内容
①持分割合要件	持分割合を25%未満から <u>50%未満に引き上げ</u> 。 ※諮問委員会を設置している場合に限る
②業務執行要件	税法上の業務執行行為から <u>利益相反取引の承認等を除外</u> 。
③他にPE 帰属所得を有さない旨の要件	<u>本要件を廃止</u> 。

Ⅲ.

**中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、
地域経済の活性化**

事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

(相続税・贈与税)

- 事業承継税制の特例措置※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 物価高やトランプ関税等により経営環境の不確実性が高まる中であっても、事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請（提出）の期限を延長（法人版では1年6ヶ月間、個人版では2年6ヶ月間）する。
- また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について引き続き検討を行う。

改正概要

※赤字が改正箇所

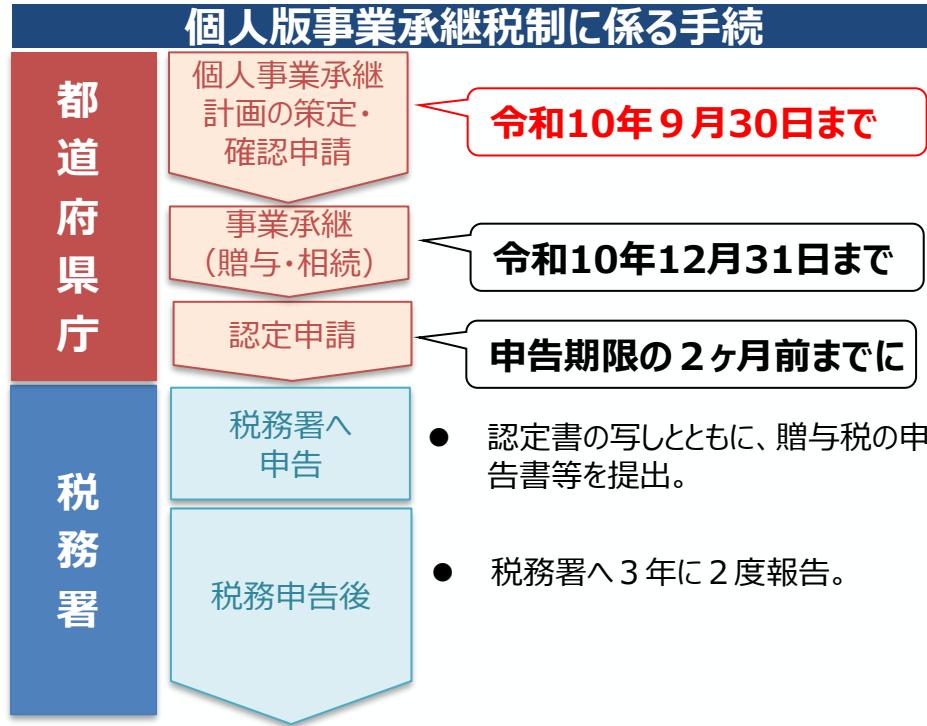
【適用期限】法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

【承継計画の提出期限】法人版：**令和9年9月末**、個人版：**令和10年9月末**

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



(参考) 事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。平成30年度に10年間限定の特例措置を創設し、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合を贈与税・相続税ともに100%とするなど、抜本的に拡充。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400m ² 、建物は800m ² まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物 (乳牛等、果樹等) ・無形償却資産 (特許権等) 等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%



中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等の償却資産の管理などの事務負担の軽減を図るために講じられている措置（30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に取得時に全額損金算入を認める措置）につき、単価上限額の引上げ（30万円未満→40万円未満）等を行うとともに、適用期限を延長（3年間）する。

改正概要

【適用期限：令和10年度末まで】

※赤字が改正箇所

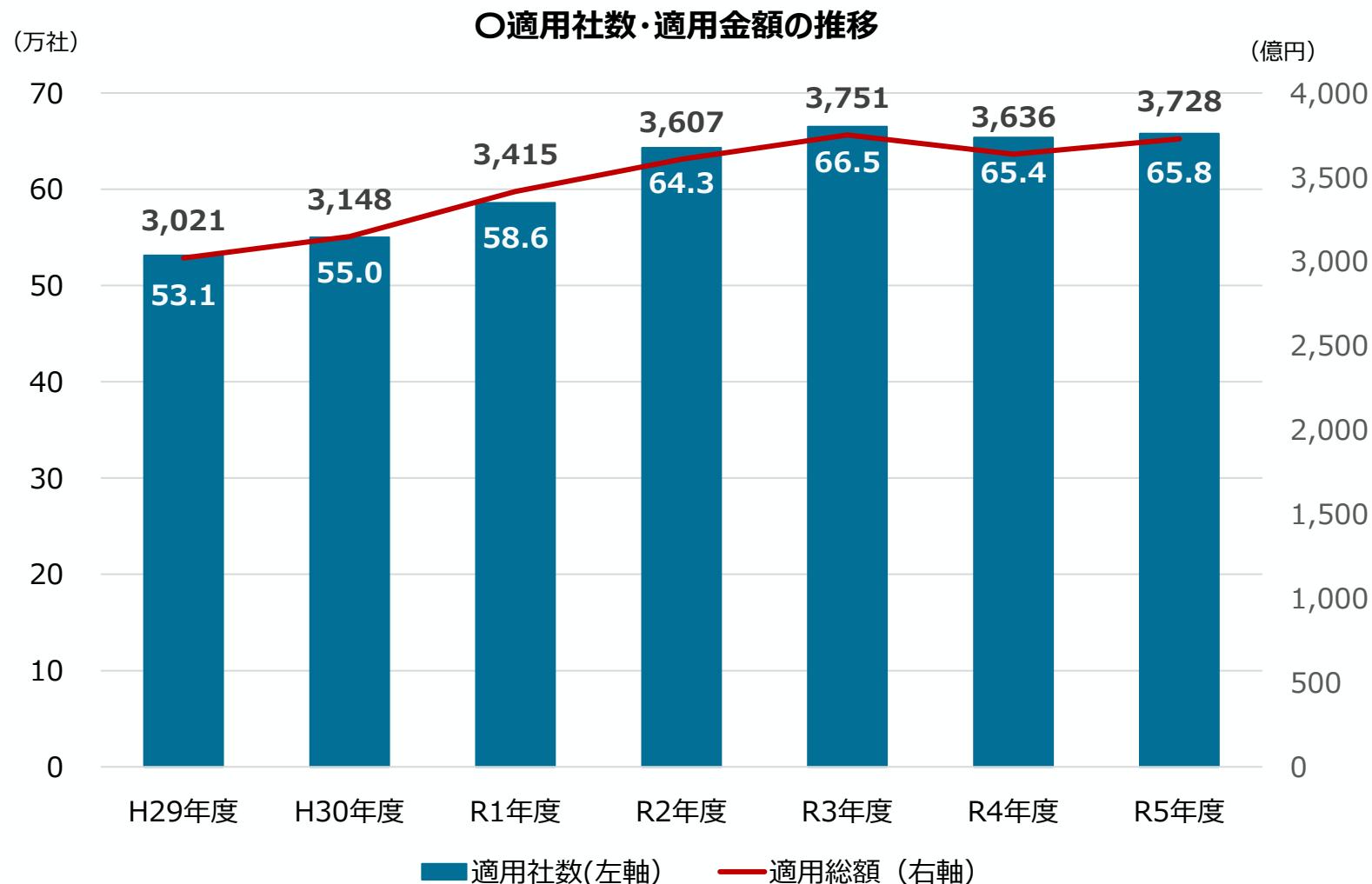
	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計300万円まで

- 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等（※）は300名以下が対象。
- 適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるもの除く。）の用に供した資産を除く。

(参考) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、約66万社の中小企業が本税制措置を活用。



食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

(所得税・個人住民税)

- 一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、前回の見直しである1984年から物価上昇が継続していることや従業員の平均的なランチ代等も踏まえ、月額7,500円(税抜)に引き上げる。

改正概要

現行制度

- 企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額3,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

令和8年度税制改正

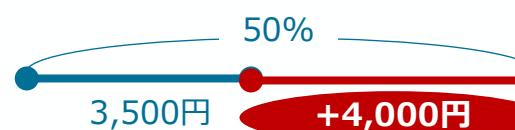
- 企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額7,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ

【会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ】

会社負担 : 3,500円
従業員負担 : 3,500円

会社負担 : **7,500円**
従業員負担 : **7,500円**



50%
3,500円
50%
7,500円
+4,000円

所得税非課税の範囲で
支給できる額が増加

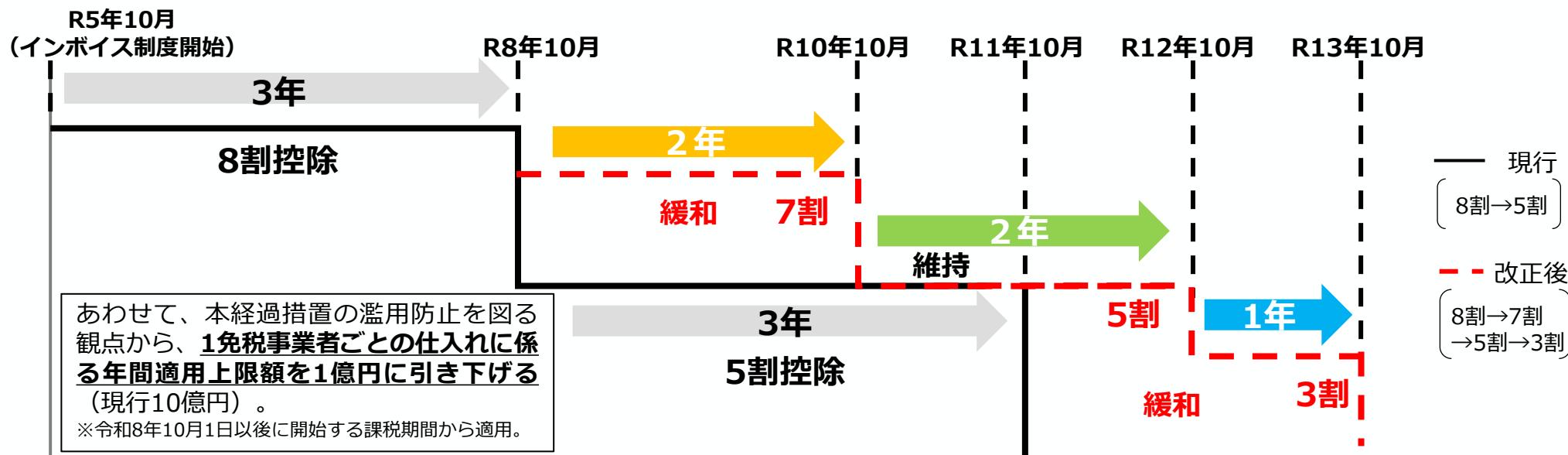
インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置の検討（消費税・地方消費税）

- インボイス制度について、中小企業・小規模事業者等から経理上の事務負担や消費税負担に係る声が未だに寄せられている状況を踏まえ、経過措置について以下のとおり見直しを行った上で適用期限を延長する。

- ①免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置（8割控除）について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。
- ②インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）について、インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）。

改正概要

①仕入れに関する経過措置（8割控除）



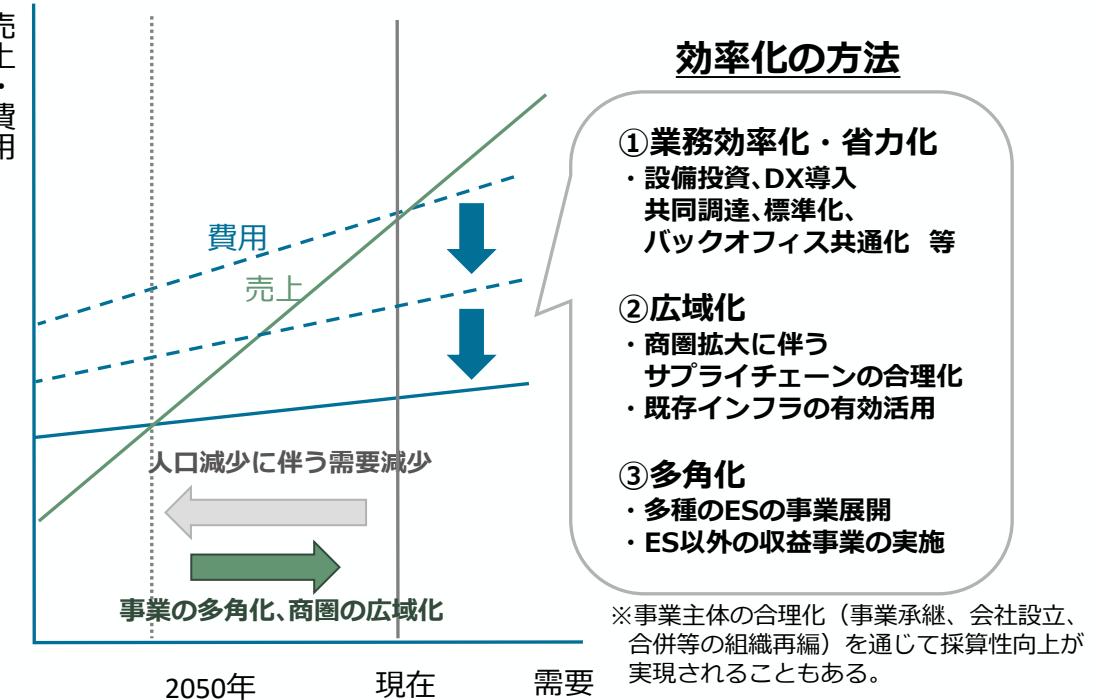
②課税に関する特例措置（2割特例）※対象を個人事業主のみに限定

消費税額 = 課税売上げに係る消費税額（売上税額）×3割

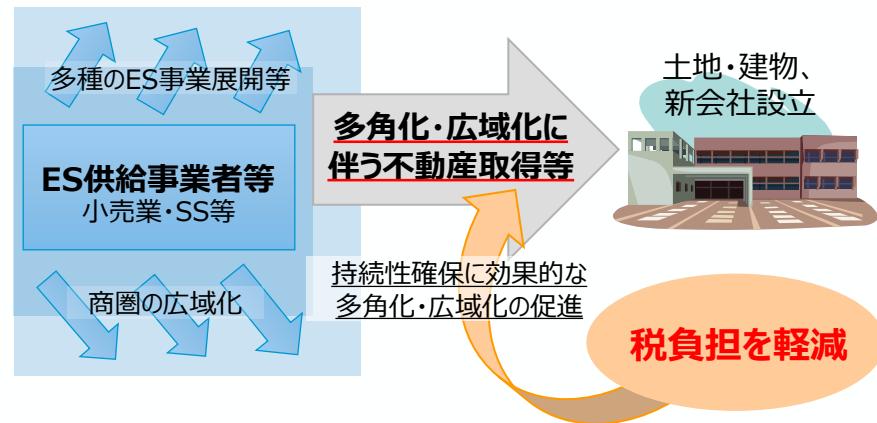
地域における生活の維持に必要なサービスの持続性確保のための特例措置

- 小売等の生活に必要不可欠なサービス（いわゆるエッセンシャルサービス（ES））は経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれ。
- ESの供給の持続性が確保されるには、供給事業者の事業運営が損益分岐点を超える必要。多種のESの事業展開や収益事業の実施といった事業の多角化や事業承継、会社設立等も通じた商圏の広域化は、採算性向上のための効果的な取組。
- ES供給事業者による多角化・広域化の取組を促進するための税制措置について引き続き検討を行う。

事業運営の効率化による採算性向上（イメージ）



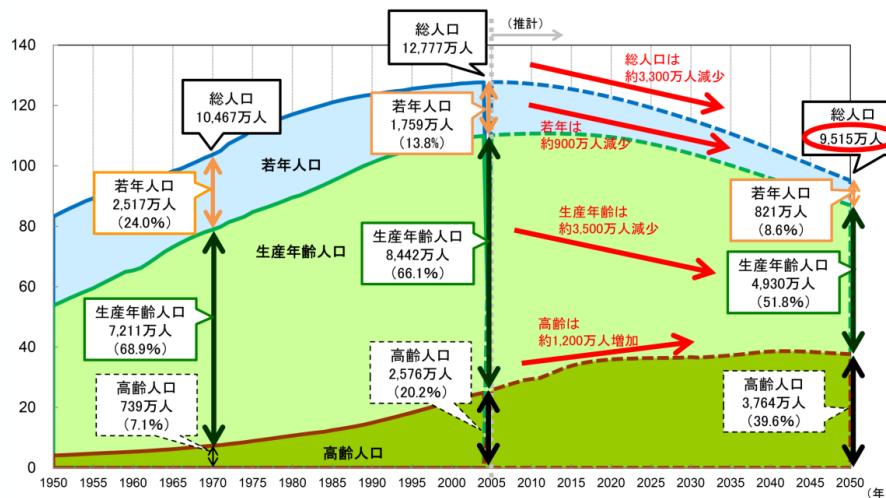
多角化・広域化を促進する税制特例（イメージ）



(参考) エッセンシャルサービスの供給の持続性を確保する必要性

- 我が国の2050年の人口動態は、総人口が約9,500万人となる見通し。ピークである2004年比で、生産年齢人口が約3,500万人減（高齢化率は約40%に）。人口減少・少子高齢化による構造的な人手不足が成長の足かせに。
- 人手不足は、労働集約的なサービス産業で先鋭化。特にエッセンシャルサービス（ES）は深刻な状況にあり、民間事業者が供給するESは事業継続が困難に。ESの供給不足は全国的な問題であるが、過疎化が進み需要密度が低下する地方部や集落では早期に顕在化。
- 地域の住民が、ESの供給不足により生活維持に困難さを感じ、域外に流出し、その結果、地域の産業の担い手が不足することで、工場等の地域の産業資本は機能不全となり、地域における投資・立地促進が妨げられるおそれがあるなど、マクロ経済への影響も大きい。

年齢3区分別的人口の推移・見通し（1950～2050年）



出典：国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめ（平成23年2月）より

暮らしや生活環境の重要度に関する調査結果（令和5年）



出典：令和5年度「国土交通白書」より

IV. **GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化**

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

- 第7次エネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促す方向性が掲げられた。
- 再生エネルギー発電設備の固定資産税を3年間にわたり、一定割合軽減する措置について、地域と共生した国産再生エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光は、シリコン系を対象外とした上で、国産再生エネであるペロブスカイトを拡充。また、風力は、洋上風力を拡充し、陸上風力を地域共生案件へ対象を限定。その上で、全再生エネルギーで、適用期限を令和11年3月31日まで延長する（適用期間を現行の2年間から3年間へ長期化）。

改正概要

【適用期間：令和10年度末までの3年間】※改正前の適用期間は2年間

対象設備	区分	課税標準（※1）
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
バイオマス発電設備 2万kW未満	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6) ※2
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)

区分	課税標準（※1）
ペロブスカイト太陽電池 (GI基金の採択事業者の生産品に限る)	1/2 (1/3~2/3)
洋上風力 (再エネ海域利用法)	3/5 (1/2~7/10)
洋上風力 (港湾法) 陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法)	2/3 (1/2~5/6)
5,000kW以上	変更無し
5,000kW未満	
1,000kW以上	
1,000kW未満	
1万kW未満	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 現行制度では、一般木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分は6/7。改正後は1万kW以上の区分について特例措置の対象から除く。

海外投資等損失準備金制度の延長

(法人税・法人住民税・事業税)

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、投資の維持・促進を図るものであり、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和9年度末まで】

- 適用期限を2年間延長する。

【制度概要】

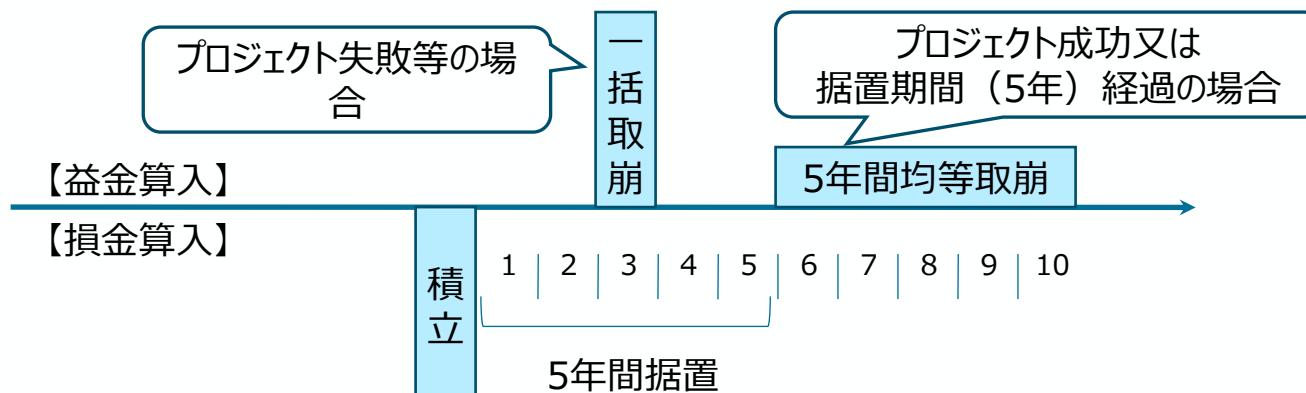
○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。
※探鉱法人の場合は出資額の50%、開発法人の場合は出資額の20%

【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

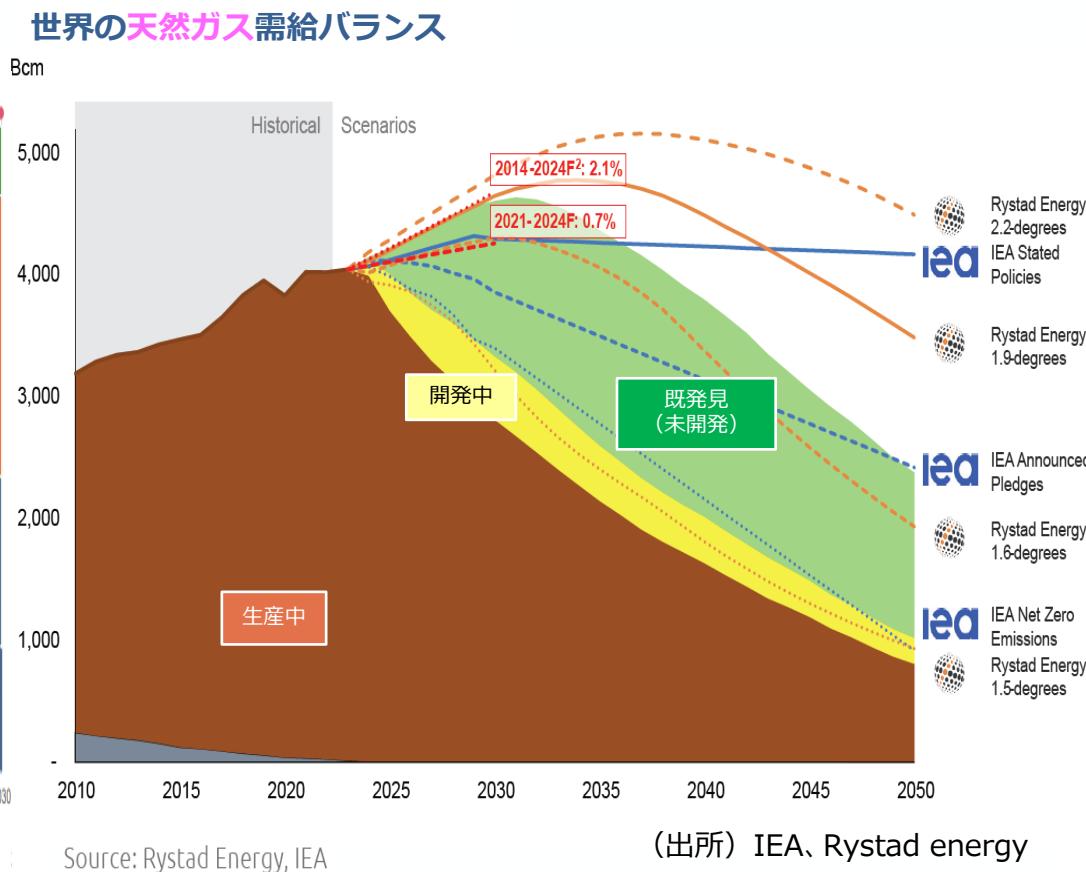
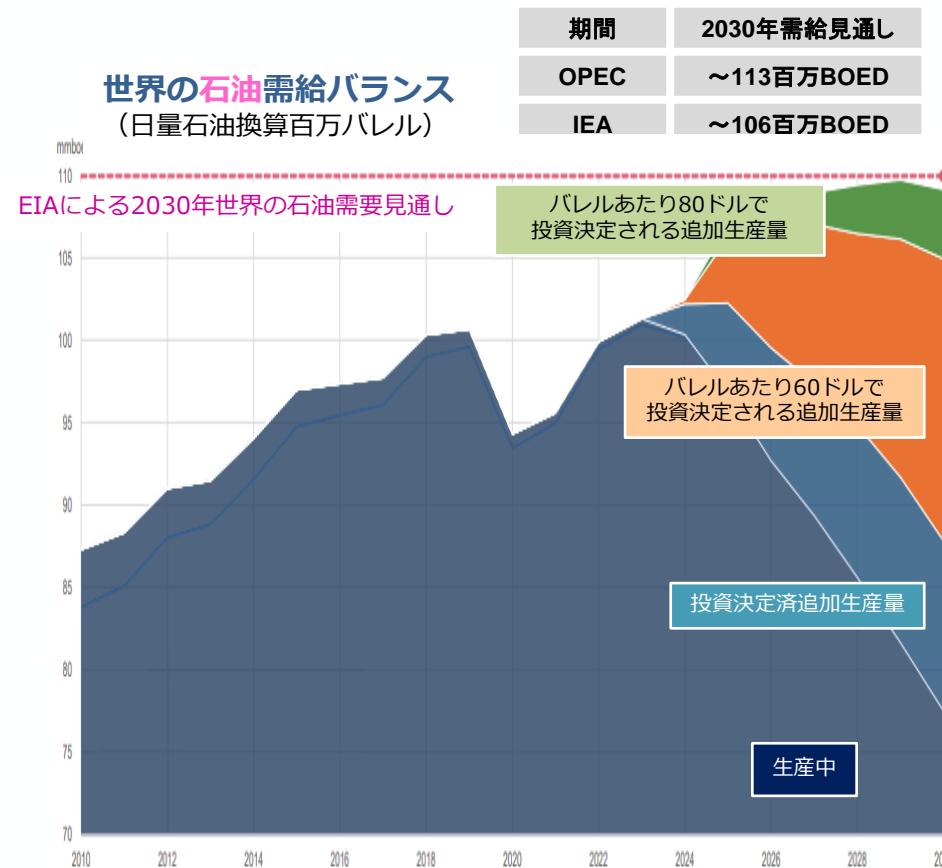
【準備金の取崩し方法】

- プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



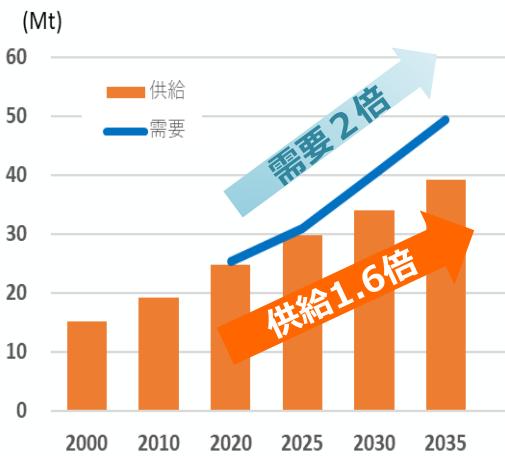
(参考1) 石油・天然ガスの需給バランスの分析

- 各公的機関の分析によると、石油・天然ガスともに需要見通しに対して、既存プロジェクト及び今後立ち上がるプロジェクトからの供給量では不足することが見込まれる。
- 加えて、新産業による電力需要の拡大、カーボンニュートラル燃料価格の動向、燃料転換の進展の度合い等により、石油・天然ガスに対する需要量は大きく変動する可能性があり、不確実性が高い。このような環境下において、石油・天然ガスの世界的な供給量を適切に維持することを通じ、エネルギー安定供給の確保を実現するため、継続的な探鉱・開発投資を促進するための環境整備が必要不可欠。



- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に必要不可欠な鉱物資源を安定的に確保していくことが必要。特に、電化に不可欠な銅については、AI・データセンター等のGX・DXの進展や、電動車の進展により、世界的需要は増える見込み。一方で、銅鉱山の開発は需要には追い付かない中で、銅の安定供給確保が必要。
- また、サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題。中国の輸出管理等の中長期的な供給途絶リスクの高まりを受けて、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向け、重要鉱物を対象とした鉱山開発が必要。
- そのため、相応のリスクを取って鉱山経営を行い、日本への資源確保に寄与する事業者（=鉱石等を確実に日本に引き取ってくる事業者）を積極的に支援することが必要。

世界の銅の需給見込み

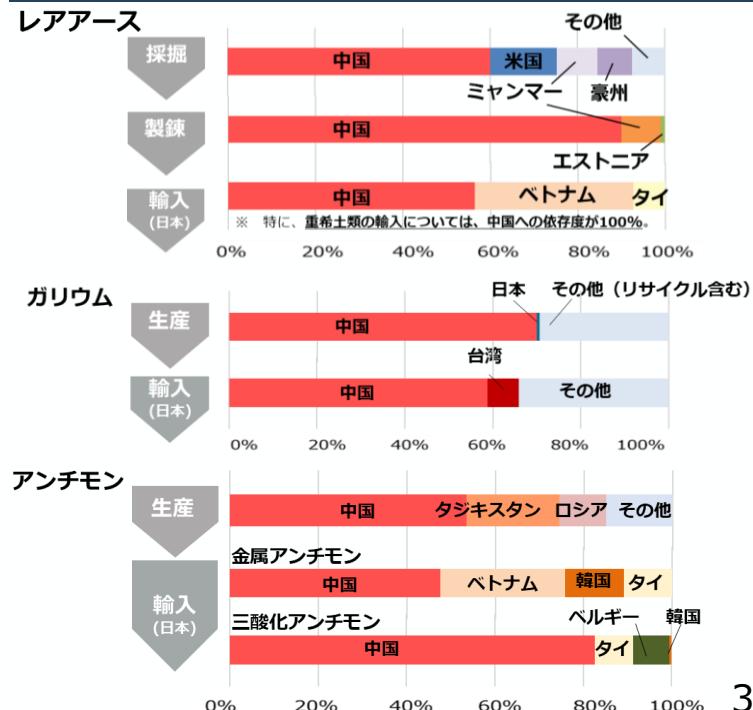


出典: INCG, S&P Global
(供給予測はRocky Road(成り行き)シナリオ)

直近追加された 中国輸出管理措置の鉱種

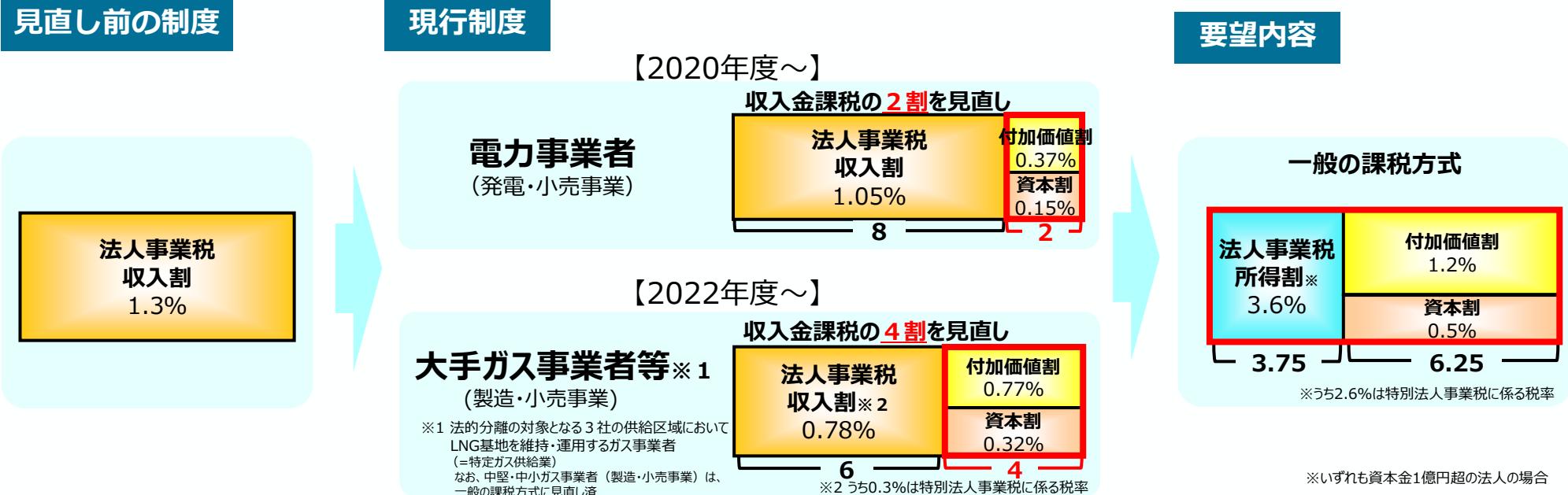
- 2023年8月 「ガリウム・ゲルマニウム」を追加。
- 2023年12月 「黒鉛」を追加。
- 2024年9月 「アンチモン」を追加。
- 2025年2月 「タンクステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム」を追加。
- 2025年4月 「サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム（全て重レアアース）」を追加。
- 2025年11月（1年停止） 「ホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム、イッテルビウム（全て重レアアース）」を追加。

重要鉱物のサプライチェーンの状況



電気・ガス供給業の収入金課税の見直し(事業税)

- 法人事業税は、通常、企業の所得(=利益)などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額(=売上)に応じて課税される仕組みとなっている(収入金課税)。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。強靭なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。
- このため、令和8年度税制改正の与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。



令和8年度与党税制改正大綱 第三 検討事項 (抜粋)

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

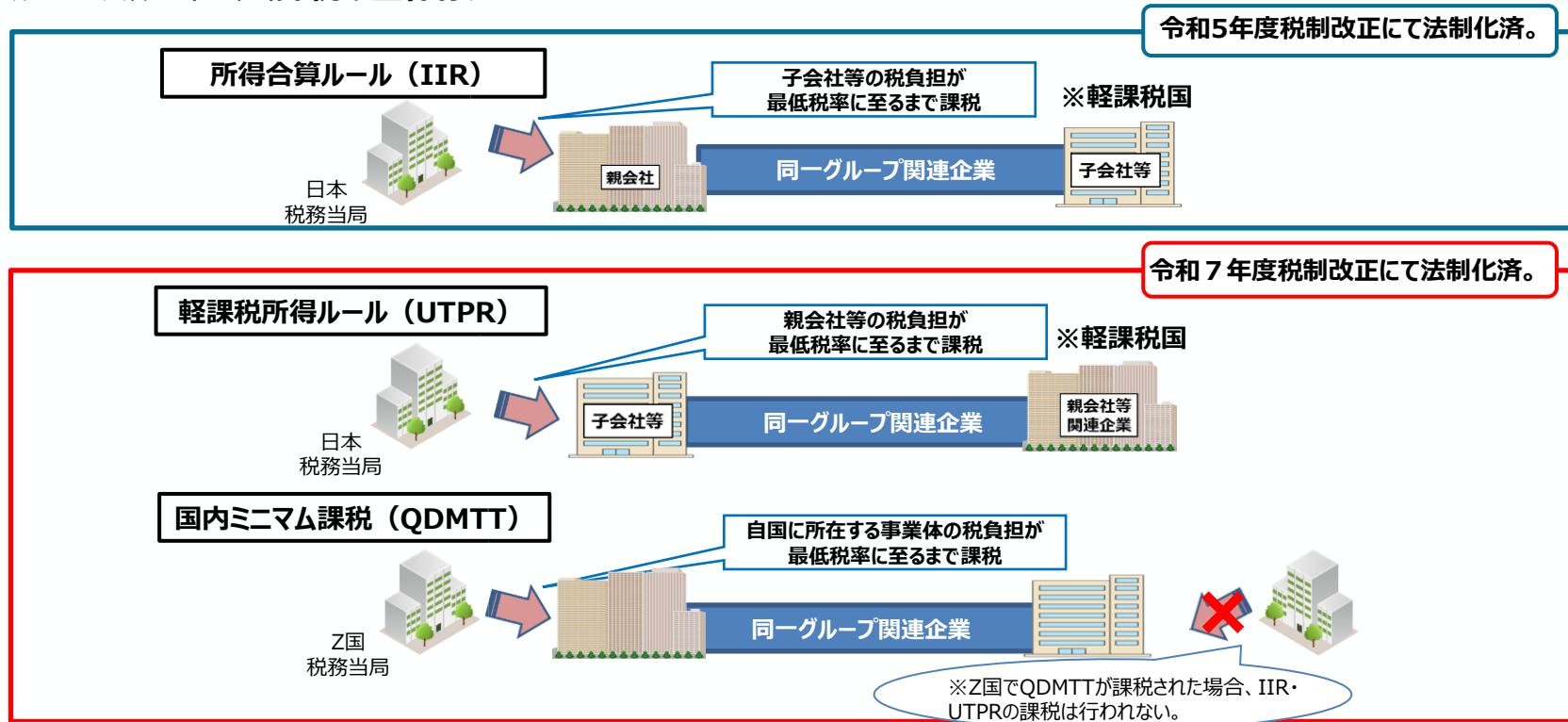
V.

移り変わる国際課税への対応

改正概要

- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、継続中（12/26時点）の国際交渉が合意に至った場合、合意内容を踏まえ、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しが検討される見込み。

<グローバル・ミニマム課税の全体像>



(参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、「2本の柱」の解決策（①市場国への新たな課税権の配分等、②グローバル・ミニマム課税）について、最終合意が実現。
- ※①市場国への新たな課税権の配分等は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名を目指し、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化（利益B）の枠組みとパッケージで交渉。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR）の法制化。軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正にて法制化。

①市場国への新たな課税権の配分等

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する等

- ①全世界収入200億ユーロ（約3.2兆円*）超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

- ②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、収入に応じて定式的に配分

- ③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

- ①最低税率は15%

- ②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円*）以上

※年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は927グループ（令和5年7月～令和6年6月実績（令和7年1月国税庁発表））

- ③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

改正概要

- 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする外国子会社合算税制（CFC税制）について、租税回避と関係しない場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きいこと等を踏まえた見直しを行う。
- 令和9年度税制改正以降においても引き続き、必要な見直しの検討を行う。

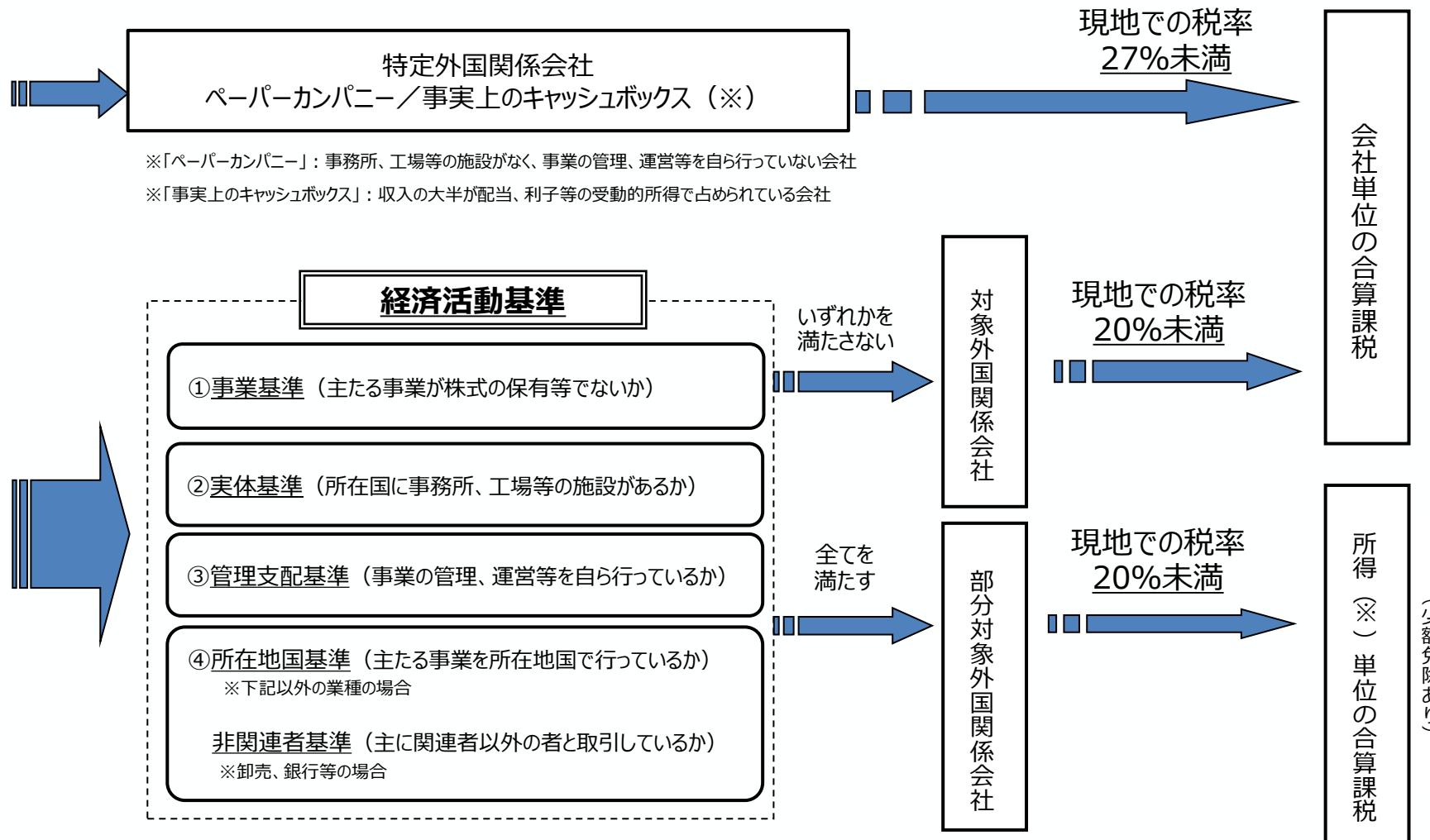
※CFC税制：外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。

現状の課題	改正内容	具体的な措置
<ul style="list-style-type: none">事業活動を終了した清算中の外国子会社が、租税回避リスクの高いペーパーカンパニーとして課税対象になり得る。	<p>解散した外国子会社に係る特例の創設</p>	<ul style="list-style-type: none">活動実体のあった外国子会社について、<u>3年間はペーパーカンパニーとして扱わないこと</u>とする措置を講じる。
<ul style="list-style-type: none">資産を持たない設立直後等の外国子会社が、租税回避リスクの高いペーパーカンパニーとして課税対象となり得る。	<p>ペーパーカンパニー特例の一部見直し</p>	<ul style="list-style-type: none">総資産がゼロの外国子会社であっても、事業上の不可欠性及び租税回避リスクが低いと認められることを条件に、<u>ペーパーカンパニーとして扱わないこと</u>とする措置を講じる。

(参考) 現行の外国子会社合算税制の概要

- ・ 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。

内国法人等が合計で50%超の
株式を保有する外国子会社



国境を越えたEC取引に係る消費課税制度の見直し(消費税、地方消費税)

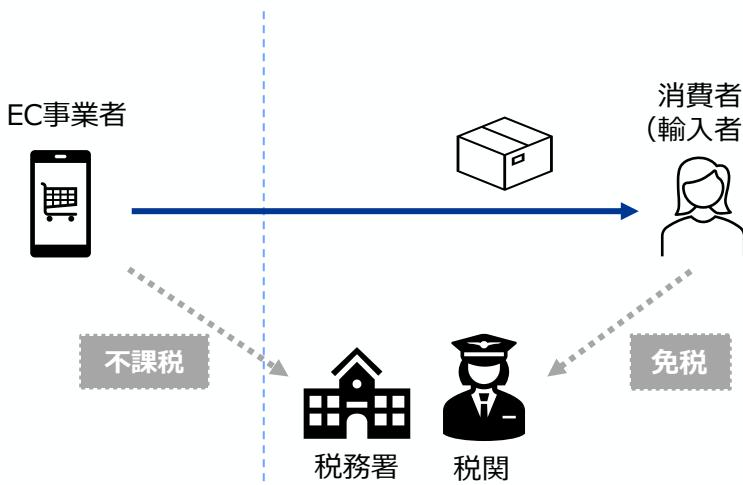
- 国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、**国境を越えて行われる通信販売**のうち、**輸入時の消費税等が原則免税となる1万円以下の商品**については、諸外国や国内取引と同様、**販売者に消費税の納税義務を課すこと**とする。

現行

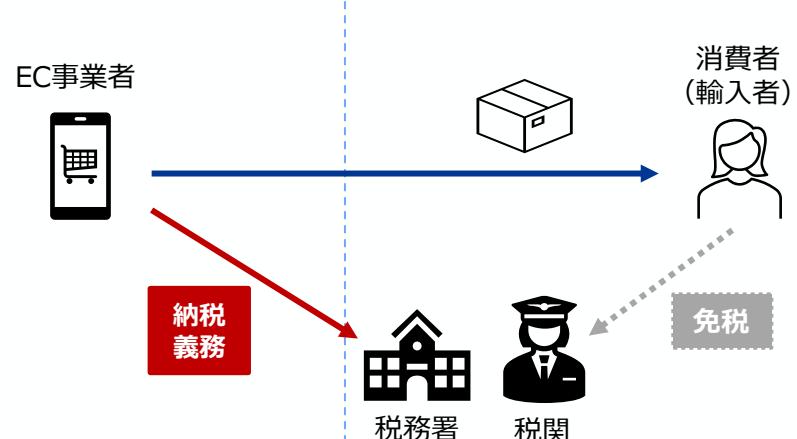
- 消費者に輸入消費税の納税義務あり。ただし、円滑な通関確保の観点から1万円以下の貨物の輸入は原則として免税。
- 輸入を伴う通信販売は、国外に所在する資産の販売であるため、消費税は不課税。

改正案

- 引き続き輸入消費税は免税。
- 諸外国や国内取引と同様、**販売者に消費税の納税義務を課し、税務署に納税申告を行うこと**とする。



※ 1万円超の貨物は、関税とともに輸入時に消費税が課税されている。

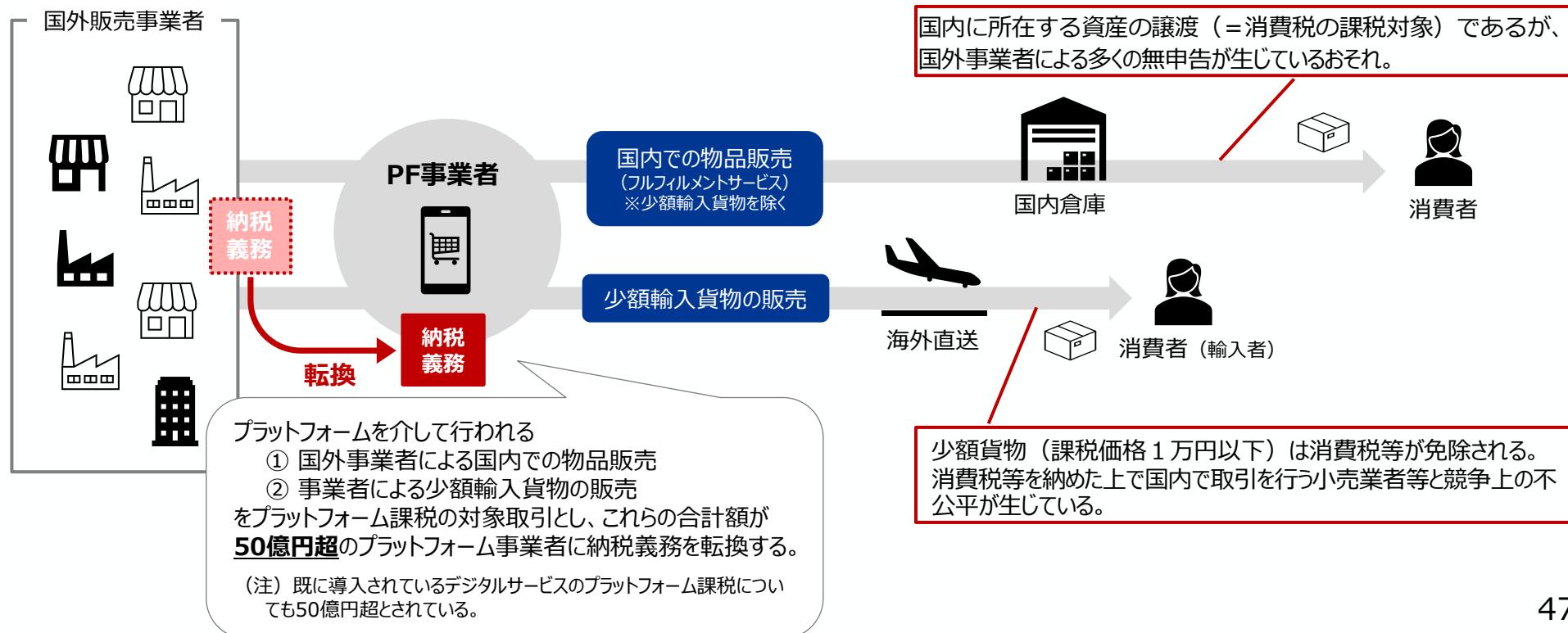


※ 令和6年の輸入許可件数は約1.9億件であり、うち約9割が少額貨物。
※ 国内取引と同様、売上高1000万円以下の事業者の納税義務は免除する。

国境を越えたEC取引に係る消費課税制度の見直し(消費税、地方消費税)

- ・プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者による消費税の無申告や少額貨物の免税制度により、国内外の事業者間での競争上の不公平が生じているおそれがあることを踏まえ、取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換する「プラットフォーム課税」を導入する。
- ・本制度の対象は、「国外事業者による国内での物品販売」と「事業者による少額輸入貨物の販売」の合計額が50億円超のプラットフォーム事業者とする。

プラットフォーム課税のイメージ



6. その他

(6 – 1) エネルギー・資源・環境関連

(6-1) エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

- 地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図るため、一般送配電事業者の課税標準たる収入金額から、全国調整スキームに基づき、事業実施主体である他の一般送配電事業者等に対し支払う系統整備費用相当額を控除する措置を3年間に限り講じる。

- 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、配電事業者及び小売電気事業者の課税標準たる収入金額から定期支払額相当額及び託送料金相当額をそれぞれ控除する措置等について、適用期限を延長（3年間）する。

- 電気供給業に係る発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、発電事業者が一般送配電事業者等に対し支払うことが義務づけられた発電側課金について、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する等の措置の適用期限を延長（3年間）する。

(6-1) エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

- 特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（石油石炭税）

苛性ソーダ製造業を営む者が自家発電の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の特例が適用されない本制度について、適用期限を延長（3年間）する。

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者が設置する公害防止施設に対する固定資産税の軽減措置について、適用期限を延長（2年間）する。

- 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長（法人税・法人住民税、事業税）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、廃炉等に必要な資金として積み立てた積立金額のうち、炉心等の除去に要する金額の損金算入を認める措置について、適用期限を延長（3年間）する。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の延長（所得税・固定資産税）

省エネ改修等が行われた住宅について、所得税・固定資産税を軽減する特例措置の適用期限の延長（所得税：3年間、固定資産税：5年間）する。

(6-1) エネルギー・資源・環境関連

〈新設・延長・拡充〉

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置の拡充（法人税、法人住民税、事業税、事業所税）

令和7年第217回国会においてGX推進法が改正されたことに伴い、同法に基づく認可法人である「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）」について、税法上の所要の措置を講ずる。

- 電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置（法人税・法人住民税、事業税等）

最近の我が国のエネルギーを巡る情勢変化を踏まえ、電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置を講じる。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る標準的な工事費用相当額等の見直し（所得税）

省エネ改修等が行われた場合の所得税の控除額の算定の基礎となる標準的な工事費用相当額等について、工事実績を踏まえて見直しを行う。

〈検討事項〉

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

(6 – 2) 地域経済・中小企業関連

(6-2) 地域経済・中小企業関連

＜新設・延長・拡充＞

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置（印紙税）

独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資業務の実施に係る所要の税制上の措置を講ずる。

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（不動産取得税）

事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を延長（2年間）する。

＜検討事項＞

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

(6 – 3) 復興・防災関連

(6 – 3) 復興・防災関連

〈新設・延長・拡充〉

- 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長（印紙税）

株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置について、適用期限を延長（5年間）する。

- 福島イノベーション・コスト構想の推進及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長等（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

福島イノベーション・コスト構想の推進及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長（3年間）等を行う。

(6 – 3) 復興・防災関連

<廃止>

- 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の廃止（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

本特例措置の創設以降、地震・津波被災地域の産業集積について一定の役割を果たしてきたことから、令和7年度までとされている第2期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止する。

- 被災代替資産に係る特例措置の廃止（所得税・法人税・固定資産税）

東日本大震災により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして、代替資産を取得等した場合の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止する。

(6 – 4) その他

(6-4) その他

〈新設・延長・拡充〉

- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置（所得税・法人税）

長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長等(3年間)する。

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税・法人住民税）

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を延長(3年間)する。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の拡充、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（法人税・所得税）

圧縮記帳及び総収入金額不算入が認められるNEDO法等に基づく助成事業に、NEDOが実施する令和8年度新規補助事業等を追加する。（法人税法施行令第79条第1項及び所得税法施行令第89条第1項において圧縮記帳の適用対象として位置付ける。）

- 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等（所得税・個人住民税）

令和8年分所得税において講じられた、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する2万円の上乗せ措置を延長（1年間）する。

(6-4) その他

〈新設・延長・拡充〉

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

経済のデジタル化等を踏まえ、企業の事務負担軽減及び生産性向上に資するよう、申告・納税等に係る税務手続について、一層の電子化の推進も含め、利便性の高い制度及び運用とする。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や事業環境の整備に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

- 2025年大阪・関西万博の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置（不動産取得税）

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴い講じられた不動産取得税の特例措置について、閉幕後における所要の対応として令和10年2月29日まで延長する。

- 早期事業再生法の成立に伴う所要の措置（法人税・所得税・消費税・防衛特別法人税・個人住民税・法人住民税・事業税・地方消費税）

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（早期事業再生法）の成立に伴い、既存の法的整理手続や私的整理手続における措置も参考に、税制上の所要の措置を講ずる。

(6 – 4) その他

〈検討事項〉

- 地方法人課税の見直し (法人住民税・事業税)

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中の法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 事業所税のあり方の検討 (事業所税)

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 印紙税のあり方の検討 (印紙税)

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 金融所得課税の一体化 (金融商品に係る損益通算範囲の拡大) (所得税・個人住民税)

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

(6 – 4) その他

〈検討事項〉

- 第1次国土強靭化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始

「第1次国土強靭化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、国土強靭化施策の財源確保方策について引き続き検討していく。

(内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

(参考) 租税特別措置の不適用措置の見直し

- 収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げにも投資にも消極的な大企業に対して、研究開発税制等の一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置について、その期間を令和10年度末まで延長するとともに、要件を一部見直す。

制度概要

【適用期限：令和10年度末まで】 ※赤字：令和8年度税制改正における変更点

資本金1億円超の法人（資本金が1億円以下でも過去3年度の平均所得が15億円超である法人も含む）であって、

- 研究開発税制については下記の①～③の全て
- 地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラル投資促進税制**については下記の①及び（②又は③）を満たすものは租税特別措置の**不適用措置の対象**。

①**所得金額**：対前年度比で増加

②**継続雇用者の給与等支給額**：

・大企業（下記以外の場合）：対前年度増加率 **1%未満**

・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）：

対前年度増加率 **2%未満**

③**国内設備投資額**：

・大企業（下記以外の場合）：当期の減価償却費の3割以下

・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）：

当期の減価償却費の4割以下

【対象となる租税特別措置】

研究開発税制（**重点産業技術試験研究費に係る措置**を含む）、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制（戦略分野国内生産促進税制及び**大胆な投資促進税制**については、各税制内に同様の規定を措置）

※対象は上記税制の税額控除措置。ただし大胆な投資促進税制については即時償却措置も対象